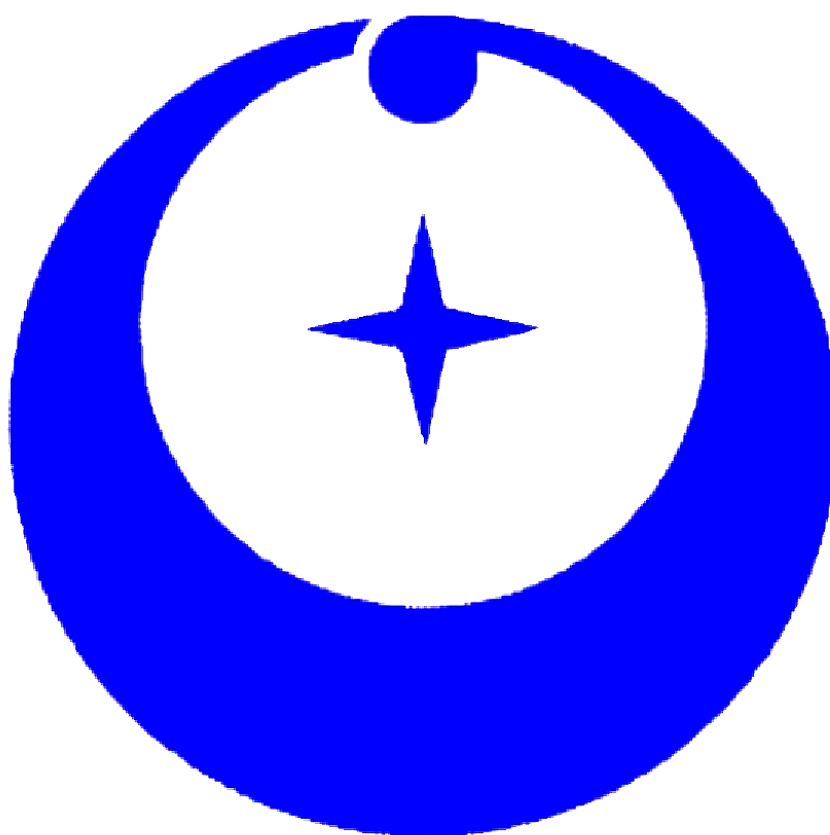


令和6年度版

浜田市議会概要



浜田市章

波頭の図案が「浜」を、中央の十字星は輝く未来を表し、同時に全体として里山にある「田」の文字を表徴。

浜田市議会事務局

目 次

I 市 勢

- 1 浜田市の概要と沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3
- 2 気 象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 面 積・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 人口及び世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 市制施行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 憲章・宣言など・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 議 会

- 1 議員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 会派別議員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 議員年齢別構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 常任委員会の委員数及び所管事項・・・・・・・・・・ 5
- 5 議会運営委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6 各派交渉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 特別委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 9 会議、委員会等開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 10 傍聴者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 11 議員報酬等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8
- 12 議会費当初予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 13 議会事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 14 議会運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10
- 15 議会だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 16 議会の活性化・議会改革の取組経緯など・・・・・・・・ 11～21
- 17 議会提案の条例制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 18 議会提案の条例改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～24
- 19 意見書・決議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～26

III 財政・行政

- 1 財 政・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 令和6年度の新規事業等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28～30

I 市 勢

1 浜田市の概要と沿革

(1) 概 要

浜田市は、島根県西部の中央に位置し、県庁所在地である松江市と道路距離で124km、山口市と同121km、また山陽側の広島市と同107kmの位置にあります。

平成17年10月1日に旧浜田市と旧那賀郡3町1村(金城町、旭町、弥栄村、三隅町)が合併し、当市独自の「浜田那賀方式自治区制度」を導入して新浜田市が誕生し、県下市町村で3番目の人口を有する市となりました。「浜田那賀方式自治区制度」は令和3年3月で期限を迎え、現在は「協働のまちづくり推進条例」に基づいてまちづくりを進めています。

合併により市域は、面積が690.68km²となり、北部は55kmにおよぶリアス式海岸が占め、東部は江津市と邑南町、西部は益田市に、南部は広島県北広島町に隣接しています。

地勢は市の大部分が丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫り、また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。

気候は県内他地域と比較して降水量や積雪量が少なく、また、平均気温も高く、豊かな四季と温暖な気候に恵まれた住みよい環境にあります。

(2) 沿 革

浜田の名の起こりは「浜」を拓き「田」にしたことによると伝承されています。

古代には、石見国庁、国分寺などが置かれ、広く石見地方を統括するなど、政治、経済、文化の拠点となりました。歌聖・柿本人麻呂も当時この石見国府の役人として当地に赴任していました。中世には、周布平野に根拠地をおいた周布氏が朝鮮の船が長浜に漂着したのを機会として、日本海側で唯一、朝鮮王朝から正式に認められて貿易を行いました。

明治32年(1899年)には、浜田港が開港場の指定を受け、神戸税関支署が設置されました。更に、大正10年(1921年)には、鉄道が敷設され、陸海交通の要衝となりました。その後、昭和8年からの浜田漁港修築・整備、同17年からの商港整備・拡充が続けられ、重要港湾浜田港及び特定第3種漁港浜田漁港を有する日本海有数の港町として整備が進められ、平成22年には浜田港が全国43港の重点港湾に選定されました。

昭和47年、同58年、同60年、同63年の石見地方を襲った未層有の集中豪雨により、当地も甚大な被害を受けましたが、その都度市民一丸となった逞しい努力により復興しました。

また産業・建設の分野では、平成3年の中国横断自動車道広島浜田線の開通、平成5年の隣接する益田市への石見空港の開港、平成10年6月には重要港湾三隅港の開港により、火力では国内最大の中国電力三隅火力発電所(100万kW)の営業運転を開始、そして同13年3月の韓国釜山港との国際定期コンテナ航路の開設により、環日本海地域における陸海空の交通、物流拠点としての位置付けが高まっています。平成20年7月にはウラジオストク港と浜田港を結ぶ新たな航

路が開設され、浜田港が対ロシア貿易の日本海側の拠点港として県産品の輸出拡大が期待されています。

また、地域の知的財産として平成5年に島根県立国際短期大学が開学し、その後、平成12年に4年制大学へと移行し島根県立大学となりました。現在は公立大学法人島根県立大学として国内にとどまらず世界各地から学生や研究者が集まり、さらに開かれた大学として、公開講座、フィールドワークなどを通じて情報発信や地域・市民との交流が生まれています。

平成17年10月1日には、旧浜田市と旧那賀郡（金城町、旭町、弥栄村、三隅町）の1市3町1村が対等合併し、新浜田市が誕生しました。

合併後には、浜田医療センターやJR浜田駅、島根あさひ社会復帰促進センター、大規模農業団地「新開団地」などの拠点施設の整備、浜田港の重点港湾への選定、石州半紙のユネスコ無形文化遺産への登録、北前船寄港地「外ノ浦」や石見地域で伝承される神楽の日本遺産認定など、市勢の発展に希望をもたらすものもあります。さまざまな課題や成果、社会経済情勢の変化などを踏まえ、本市の将来像「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田 ～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち～」を目指すため、浜田市第2次総合振興計画に基づき、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮できる魅力いっぱいの元気な浜田市を目指します。

2 気 象（令和4年度統計はまだより）

(1) 気 温【平均】16.3℃ 【最高】36.0℃ 【最低】-2.3℃

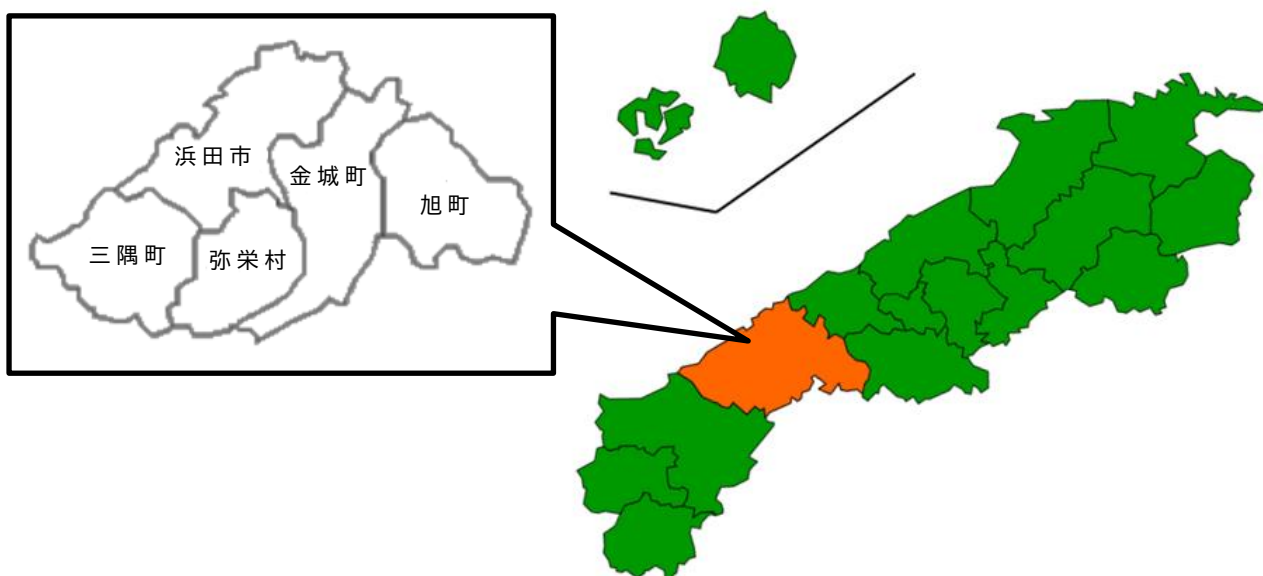
(2) 湿 度【平均】72%

(3) 降水量【年間】1,220.5mm

* 観測地点：浜田市大辻町 浜田特別地域気象観測所

3 面 積

面 積 690.68 km²



4 人口及び世帯数 (外国人を含む)

区分	令和6年4月1日 現在	令和5年4月1日 現在	令和2年国勢調査
男	23,577人	24,096人	27,298人
女	25,519人	26,033人	27,294人
計	49,096人	50,129人	54,592人
世帯数	25,130世帯	25,398世帯	24,370世帯

*R6.4.1 現在の高齢化率(65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)は38.50%

5 市制施行

平成17年10月1日 (1市3町1村で新設合併)

(1) 市の窓口関係支所・出張所等

施設名
浜田市役所
浜田市金城支所
浜田市旭支所
浜田市弥栄支所
浜田市三隅支所
浜田市弥栄支所杵束出張所

(2) 職員数 (令和6年4月1日現在)

区分	定数	現在員
市長の事務部局	453人	397人
議会の事務部局	7人	6人
教育委員会の事務部局	47人	44人
選挙管理委員会の事務部局	3人	2人
農業委員会の事務部局	3人	3人
監査委員の事務部局	4人	3人
消防	140人	125人
水道事業部局	38人	33人
計	695人	613人

*消防職員の定数は、特例規定があります。

6 憲章・宣言など

浜田市市民憲章 (平成18年10月1日)

浜田市高齢者憲章 (平成20年3月21日)

浜田市核兵器廃絶平和都市宣言 (平成18年6月21日)

浜田市スポーツ都市宣言 (平成18年10月1日)

浜田市人権尊重都市宣言 (平成20年6月25日)

浜田市市民防災の日：毎年7月23日 (平成18年6月21日)

浜田市いのちと安全安心の日：毎年10月26日 (平成22年9月22日)

Ⅱ 議 会（令和 6 年 4 月 1 日現在）

1 議員数

条例定数 22 人	現議員数 21 人
-----------	-----------

* 現議員の任期は令和 7 年 10 月 22 日まで

* 令和 2 年 9 月 8 日に浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を可決。令和 3 年の改選後から議員定数は 22 人。（令和 5 年 3 月議員辞職により 1 人欠員）

2 会派別議員数

会派名		山水海	超党 みらい	創風会	公明 クラブ	碧い海
人数	男	7 人	5 人	5 人	1 人	1 人
	女	1 人			1 人	
	計	8 人	5 人	5 人	2 人	1 人

* 構成員が 2 名以上あるものを会派（交渉団体）としますが、運用上、1 人の場合でも会派名を届け出てもらっています。

3 議員年齢別構成

人数	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳～	平均年齢
21 人	2 人	3 人	9 人	7 人	64 歳
比率 (%)	9.5%	14.3%	42.9%	33.3%	

* 最年少 44 歳 最年長 74 歳

4 常任委員会の委員数及び所管事項

委員会名	委員定数	所 管
総務文教委員会	8 人 (現員 6 人)	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、 会計課、教育委員会、選挙管理委員会、 公平委員会、監査委員
福祉環境委員会	7 人	健康福祉部、市民生活部、上下水道部
産業建設委員会	7 人	産業経済部、都市建設部、農業委員会
予算決算委員会	21 人 (現員 20 人)	予算及び決算の議案に関する事項
議会広報広聴委員会	10 人	議会の広報及び広聴に関する事項

* 議長は総務文教委員会委員を辞任、予算決算委員会委員は議長を除く全議員

5 議会運営委員会（2 人以上の会派から 2 人ごとに 1 人選出）

会 派 名	人 数
山水海	4 人
超党みらい	2 人
創風会	2 人
公明クラブ	1 人
計	9 人

6 各派交渉会

各派交渉会	9人（副議長が座長）
-------	------------

7 特別委員会

名 称	定数	目的及び調査事項
議会改革推進特別委員会 (R3.11.2 設置)	8人	浜田市議会の議会改革に関する事項について調査及び検討を行うことを目的とする。

8 その他

名 称	定数	目的及び調査事項
浜田市議会議員政治倫理 審査会	6人	政治倫理の確立を図り、審査の要請に応じて調査審議する。 *委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。
政策討論会幹事会	5人	政策討論会における討論議題の提案があった時に討論議題とするかを決定する。

*平成20年6月20日 浜田市議会議員政治倫理条例制定(令和3年7月7日一部改正)

*平成24年6月4日 浜田市議会政策討論会規程及び政策討論会幹事会規程制定

9 会議、委員会等開催状況

(1) 定例会議・臨時会議（令和5年度分）

	会議の 期間	会議 日数	会議 時間	傍 聴 者 数	市長提案		議員提案			請 願
					条 例 ・ 予 算 等	報 告	条 例 ・ 規 則 等	意 見 書	決 議	
4月臨時会議	1日	1日	16分	1人	1	0	0	0	0	0
6月定例会議	18日	7日	15時間30分	45人	8	11	0	1	0	1
9月定例会議	28日	7日	15時間27分	9人	9	6	2	1	1	1
11月臨時会議	1日	1日	11分	0人	0	0	2	0	0	0
12月定例会議	19日	7日	16時間22分	11人	28	2	0	1	0	0
2月臨時会議	1日	1日	16分	1人	2	0	0	0	0	0
3月定例会議	22日	7日	18時間04分	7人	31	3	1	1	1	1
合 計	90日	32日	66時間06分	74人	79	22	5	4	2	3

(2) 定例会議における議員数に対する一般質問の通告者の比率

	現在数	通告者数	比率 (%)	(令和 5 年度分)
令和 5 年 6 月定例会議	21 人	19 人	90.4%	* 委員会代表質問は 含まない
令和 5 年 9 月定例会議	21 人	17 人	81.0%	
令和 5 年 12 月定例会議	21 人	20 人	95.2%	
令和 6 年 3 月定例会議	21 人	19 人	90.4%	

(3) 委員会等 (令和 5 年度分)

委員会名等		委員会	
		回数	案件
常 任 委 員 会	総務文教委員会	20 回	103 件
	福祉環境委員会	25 回	102 件
	産業建設委員会	21 回	94 件
	予算決算委員会	19 回	66 件
	議会広報広聴委員会	16 回	66 件
特 別 委 員 会	議会改革推進特別委員会	13 回	44 件
	協働のまちづくり推進特別委員会 (R6.3.4 廃止)	15 回	40 件
議会運営委員会		19 回	92 件
全員協議会		14 回	70 件
議員政治倫理審査会		0 回	0 件

10 傍聴者数 (本会議及び委員会等傍聴者数の推移)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
本会議	128 人	66 人	84 人	62 人	74 人
委員会等	52 人	29 人	63 人	42 人	31 人
合 計	180 人	95 人	147 人	104 人	105 人

11 議員報酬等

(1) 議員報酬等 (委員会における正副委員長の加算: 令和 2 年 4 月 1 日変更)

議 長	450,000 円	市 長	860,000 円
副議長	380,000 円	副市長	710,000 円
委員長	365,000 円	教育長	630,000 円
副委員長	357,500 円		
議 員	350,000 円		

(2) 議員期末手当

	令和 2 年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
6 月期	1.625 月×1.15	1.60 月×1.15	1.55 月×1.15	1.60 月×1.15	1.70 月×1.40
12 月期	1.575 月×1.15	1.50 月×1.15	1.65 月×1.15	1.70 月×1.15	1.70 月×1.40
合計	3.68 月	3.565 月	3.68 月	3.795 月	4.76 月

(3) 政務活動費

議員個人への支給	1 人年額 240,000 円
----------	-----------------

*平成 30 年度までは、年度当初（4 月 30 日）に全額交付していたが、令和元年度からは、適正と認められた実費を支払う後払いとした。

*平成 25 年度から 70,000 円を 100,000 円に変更（平成 24 年 12 月 18 日条例改正可決）

*令和 6 年度から 100,000 円を 240,000 円に変更（令和 6 年 2 月 26 日条例改正可決）

(4) 行政視察旅費

常任委員会（予算決算を除く）	1 人当たり 130,000 円以内 * 議会広報広聴委員会は 80,000 円以内
議会運営委員会 特別委員会	1 泊 2 日で公用車（ワゴン）で計画できる範囲内
その他の委員会	必要に応じ議長判断

(5) 費用弁償等

ア 会議出席費用弁償（*平成 23 年 4 月 1 日条例改正）

本会議及び自治法、条例に基づく委員会に出席した場合、片道 2.0 km 以上の者に車賃を支給。1 km 当たり 37 円を乗じた額

イ 旅費（職員の旅費条例の規定に準じる）

【宿泊料】政令指定都市 12,900 円 県外 10,900 円 県内 9,800 円

【日当】2,200 円

12 令和 6 年度議会費当初予算（一般会計予算書から）（単位：千円）

費 目	予 算 額	費 目	予 算 額
報 酬	93,922	需 用 費	5,977
給 料	25,055	役 務 費	139
職員手当等	56,449	委 託 料	5,452
共 済 費	34,791	使用料及び賃借料	1,361
報 償 費	103	工事請負費	3,212
旅 費	6,882	負担金補助及び交付金	6,103
交 際 費	450	計	239,896

（一般会計に対する割合 0.61%）

13 議会事務局

○定数 7 人 現員 6 人（外 会計年度任用職員 1 人）

局長（1） 次長（1） 庶務係長（1） 係員（1）

議事係長（1） 係員（1） 事務員（1）

（*事務員は会計年度任用職員）

14 議 会 運 営

【議会の呼称】 令和〇年〇月浜田市議会定例会議（臨時会議）と称する。

【会期】 11月1日から翌年の10月31日までとする。

【定例日】 次の日を初日とする（定例日）

12月1日、2月24日、6月15日、9月1日

※この日が休日に当たるときは、休日前後になる。ただし、議長は必要に応じて変更することができる。

【会議時間】 午前10時から午後5時までとする。

【議案の配布】 開会日の1週間前に全議員へタブレットに配信する。

【一般質問（個人一般質問・委員会代表質問）】

- ・定例会議初日の6日前の午前11時までを通告期限とし、締め切り後直ちに通告の順に抽選し、発言順を決定。
- ・質問・答弁の方法は、対面式の一問一答方式とする。
- ・質問時間は答弁時間を含めず一人30分以内とし、発言回数は制限しない。
- ・各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、政策立案等を積極的に行うため、委員会代表質問を導入（令和4年6月決定）

【質疑】

- ・1問1答とし、回数は制限しない。（R6.4変更）

【請願・陳情】

- ・請願は本会議で、陳情は全員協議会でそれぞれの所管委員会に付託する。
ただし、請願に類すると認める陳情は請願と同様に処理する。
なお、浜田市議会陳情書取扱基準のいずれかに該当すると認めるものについては、審査を行わずに、議員への配付として処理する。（令和4年9月決定）

【議案審議】

- ・専決議案、議会運営委員会で全会一致した議員提出議案、意見書案、決議案は委員会付託を省略する。
- ・市長提案による人事案件は所管の委員会に付託し審査する。（H25.8変更）

【予算決算審査】

- ・議長を除く全委員で構成する予算決算委員会で審査する。
（H25.11変更：以前は常任委員会の予算審査委員会と決算特別委員会を設置し審査していた。）

【会議録】

- ・本会議・予算決算委員会の会議録は、会議録検索システムで公開する。
- ・委員会（予算決算委員会を除く）会議録は、書記が作成したものを浜田市議会ホームページに掲載して公開する。

【常任委員会】

- ・議長は、公正な議会運営の立場から、常任委員会に選任された後、辞任する

ことを可とする。

- ・常任委員会は、委員外議員が出席できるように、原則 1 日 1 委員会とし、全員協議会室で開催する。(会議資料は、傍聴者へ原則配布)
- ・議会広報広聴委員会を常任委員会とし、議会の広報及び広聴機能の充実を図ることとする。(H25.11 変更：以前は議会広報広聴調査特別委員会を設置)

【全員協議会】

- ・全員協議会は、必要と認めるときのほか、定例会議の概ね 2 週間前及び定例会議初日と最終日に定例的に開催する。

【会議の公開】

- ・本会議、委員会のほか、全員協議会、任意の委員会など、原則としてすべての会議の傍聴を認める。
- ・開催予定及び議題等は、事前にホームページに掲載する。
- ・市民への情報公開を図るため、本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会、議会運営委員会、その他議会が配信を認める会議をホームページにより録画配信する。

【審議会等の委員就任】

- ・法的に定めのある委員会や広域の取組等で参画の必要な団体等に議長等が充て職で就任するものを除き、議会活動の優先、兼業禁止の抵触、議案の事前審議、民間人の就任拡大等の観点から、原則として就任しないこととする。

【議会のCATV放映】

- ・一般質問及び予算決算委員会(当初予算のみ)の様子は、録画方式により「石見ケーブル自主放送 111ch 及び 112ch」で放映する。

【その他】

- ・議案や委員会資料等は、事前に議員に貸与したタブレット端末に掲載する。

15 議会だより

「はまだ議会だより」を年 4 回発行(5/1 号、9/1 号、11/1 号、2/1 号)

編 集：議会広報広聴委員会

発 行：浜田市議会、発行部数：24,350 部

予 算：5,545 千円

契 約：43.53 円/部(税込・1 部 16 頁)

*平成 25 年度から表紙・裏表紙はカラー(他は 2 色刷)。以前は 2 色刷

*令和 2 年度に紙面リニューアルを行い、半分のページがカラー

*令和 3 年度から全ページカラー。

「はまだ議会だより mini」を上記以外の月に発行し、市議会ホームページで公開

*令和 2 年 10 月から発行開始、26 のまちづくりセンターに A3 版を掲示

16 議会の活性化・議会改革の取組経緯など (令和6年4月現在)

年 月	事 項
平成 17 年 10 月 1 日	旧浜田市と旧那賀郡 3 町 1 村（金城町、旭町、弥栄村、三隅町）が合併し、新浜田市が誕生。
平成 17 年 10 月 23 日	合併による定数特例を採用した市議会議員選挙が行われ、旧市町村別の選挙区から 36 名の新議員が当選。
平成 17 年 11 月	法的に定めのある委員会や、広域の取り組み等で参画の必要な団体などに議長等が充て職で就任するものを除き、議会活動の優先、兼業禁止の抵触、議案の事前審議、民間人の就任拡大等の観点から、原則として就任しないこととした。
平成 18 年 3 月	新市の本会議において、決算認定議案の執行部提案説明にあわせて新たに代表監査委員が監査委員の意見書の報告を行うこととした。
平成 18 年 4 月	議長交際費について、ホームページにおいて、その根拠となる支出基準、支出内容、金額等について詳細に掲載を開始。
平成 18 年 6 月	常任委員会を全て同時開催としていたが、18 年 6 月定例会から、1 日 1 委員会とし、他の委員会に所属する議員が委員外議員として出席できるようにした。
平成 18 年 6 月	議長の諮問機関として議会改革検討委員会（各会派から 12 名）を設置し、同日①議会の監視機能の強化に関すること、②議会運営のあり方に関すること、③広報広聴活動の充実に関すること、④議員及び事務局職員の調査、政策立案能力向上に関すること、⑤議会費予算の適正化に関すること、⑥その他議会の活性化に関することについて諮問を行った。
平成 18 年 10 月	ホームページにおける広聴機能として、「議長なんでもメール」を開設し、気軽に意見等を議長にメール送信できるよう改善し、すべて返信を行っている。
平成 18 年 11 月	市の重要な会議や各種審議会等の開催状況及び審議内容の情報公開が十分進んでいないことから、市長に対し、「審議会等の会議の公開に関する指針」を定め、積極的な情報公開及び情報提供に取り組まれるよう文書で要請した。
平成 18 年 12 月	傍聴者及びCATV視聴者に、よりわかりやすく、かつ議論の活性化、質疑と答弁の正確度を高めるため、個人一般質問については、従来の「一括質問一括答弁方式」を改め、対面式による「一問一答方式」を導入した。
平成 18 年 12 月	議会の代表として就任している一部事務組合議会、都市計画審議会、浜田市土地開発公社などの会議開催状況について、その選出議員の代表者が少なくとも年 1 回全議員へ報告を行い、情報の共有化に努めることとした。また、その会議資料を議会事務局へ提供し、他の議員が閲覧できるよう整備に努めることとした。
平成 18 年 12 月	議員の政策立案能力を高めるため、島根県立大学教授との意見交換会を開催し、政策条例制定の可能性について検討した。
平成 19 年 2 月	3 月定例会を開催。地方自治法改正に伴い、常任委員会の複数所属が可能となったことから、委員会条例を改正し、これまで毎回特別委員会として設置していた予算審査委員会を常任委員会化し、正副委員長互選や審議日程の協議の効率化を図った。
平成 19 年 3 月	議員定数等のあり方に関し、調査研究を行うため議員定数等調査特別委員会を設置した。
平成 19 年 3 月	平成 19 年 3 月 本会議、委員会等の傍聴者による録音については、事前許可制（傍聴規則等）を改め、許可不要とした。
平成 19 年 4 月	議会だよりの充実の一環として、視覚に障害のある方へは音声変換による対応を島根県西部視聴覚障害者情報センターに委託開始。

平成 19 年 4 月	ケーブルテレビの議会中継について、これまでの一般質問の放送に加え、新年度予算が上程される際（3月定例会）の予算審査委員会の録画放送を開始した。
平成 19 年 4 月	本会議及び委員会以外の非公式の全員協議会、閉会中の委員会（調査会）についても市民の傍聴を原則可能とし、会議資料も配付している。会議予定の情報は、予め議題等をホームページに掲載する。
平成 19 年 4 月	議員の政務調査費について、交付額に対応する経費の収支報告を行っているが、今後各議員の調査経費の現状把握の必要性や政務調査費の額についての議論も考えられることから、19年度から交付額にかかわらず政務調査に要した経費全体を報告書に記載するよう努めることとした。併せて、より透明性を高めるため、19年度分から使途の具体的な内訳を添えて報告書を提出することとした。
平成 19 年 5 月	市議会ホームページのトップページを市議会独自にリニューアルし、項目別にグループ分けするなど整理し、市民が見やすく、わかりやすい掲載に改善した。併せて、委員会や会派又は個人の視察状況について、議長に提出している詳しい報告書をホームページに掲載し、視察内容を公開することとした。
平成 19 年 5 月	議会改革検討委員会の第 5 回答申。（議会の議決事件の追加など 6 項目）
平成 19 年 5 月	本会議の会議録については、インターネットによる閲覧及び検索が可能であることから、経費節減の観点から議員や関係者へ配付する冊子印刷を 19 年度から廃止し、CD-ROM による配付を行った。
平成 19 年 5 月	島根県立大学教授との意見交換の結果、議員の政治倫理条例、地産地消条例の策定検討を行う 2 つの専門委員会を設置した。
平成 19 年 6 月	人選の透明性を高めるため、正副議長の選挙を実施する場合には、今後はその前段において、意欲のある議員が所信を述べる機会を開催することとし、所信表明会実施要領を定めた。
平成 19 年 6 月	議員の政務調査費についての透明性と公正性を高めるため、使途や収支報告書、領収書写しを含め、18 年度分から市議会ホームページで全面的に公開した。（領収書写しは 19 年 11 月に掲載開始）
平成 19 年 9 月	9 月定例会において地方自治法第 96 条第 2 項に基づき、議会の議決すべきものとして、総合振興計画の基本計画や憲章の制定又は改廃など 4 点を追加すべく、「浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例」を議会運営委員会が議案提出し、制定した。なお、その他の重要な計画についても議会への報告義務付けや、策定過程において委員会への報告も盛り込んだ。
平成 19 年 11 月	常任委員会の任期満了にあわせて、臨時会を開催し、任意で設置している、「議会だより編集委員会」を本来公務の委員会活動として取り扱うことが適当であること、市民への議会活動の広報のあり方など全般についての調査、研究を行う必要があることを踏まえ、「議会広報広聴調査特別委員会」として再編した。
平成 19 年 12 月	これまで答弁を含み 60 分としていた個人一般質問の持ち時間を、答弁時間に左右されないよう、答弁を含まない質問持ち時間制（1 人 30 分）に平成 19 年 12 月定例会から変更した。
平成 20 年 2 月	議会に対する市民の関心、認識を高めてもらうため、石見ケーブルビジョンの行政情報番組において、議会における議会改革を始めとする各種取り組み、3 月定例会の内容などを議長が出演して放送した。（約 15 分間）
平成 20 年 2 月	3 月定例会において、会派の独自の調査・研究をもとに、当市の政策課題を明らかにするとともに、個人一般質問の論点の精査及び議論の活性化を図り、もって議会運営の円滑化と市民の市

	政運営に対する関心と理解を深めることを目的として、「会派代表質問」を導入した。(質問持ち時間は、会派の人数にあわせて、答弁を含まず、15分から70分まで個別に定めた) →令和4年4月に会派代表質問を実施しないことに決定
平成20年3月	議員定数等調査特別委員会の調査結果を踏まえ、3月定例会において、次期一般選挙からの議員定数を28人とし、選挙区を廃止する「浜田市議会の議員の定数を定める条例」を可決、施行。
平成20年4月	議長専用公用車は廃止し、管財課の一般公用車として管理することとし、議会事務局職員の乗務員兼務を解いた。これにより議長の出張等の際は、執行部職員の利用と同様に配車依頼の手続きを行うこととした。(運転は管財課乗務員)
平成20年6月	6月定例会において、「浜田市議会議員政治倫理条例案」を議会運営委員会から提出し、全会一致で可決、施行した。
平成20年8月	議長・副議長の主催で、島根県立大学教授を講師として、議会基本条例に関する研修会を開催した。
平成20年9月	地方自治法の一部を改正する法律が9月1日付け施行されたことに伴い、これまで事実上の会合であった「全員協議会」「閉会中の常任委員会の調査会」を正規の議会活動として会議規則に位置付けた。
平成20年11月	マニフェスト実行委員会主催の「マニフェスト大賞の審査委員会特別賞」(議会部門)を受賞した。
平成20年11月	「マニフェスト大賞」の審査委員会特別賞の受賞について、石見ケーブルビジョンのニュース番組で放映。(議長、議会改革検討委員長・副委員長が出演)
平成21年2月	議会改革の取り組み及び「マニフェスト大賞の審査委員会特別賞」受賞等について、特別番組として三隅ケーブルテレビで収録、三隅自治区で2回放映。(議長、議会改革検討委員長・副委員長が出演)
平成21年3月	議員発議の政策的条例として、平成19年4月から取り組んでいた任意の専門委員会(22名)の代表者7名により「地産地消推進条例案」を提出し、全会一致で可決、施行した。
平成21年11月	浜田市議会ホームページが、マニフェスト実行委員会主催の「マニフェスト大賞」ベストホームページ賞にノミネートされた。
平成21年12月	各種会議(閉会中の委員会、調査会、全員協議会等)の開催案内を全議員へハガキで通知していたが、迅速化・経費節減の観点からFAX又は携帯電話によるメールで送信することとした。
平成22年2月	合併し議員定数削減による初の議員改選後、議会に対する市民の関心、認識を高めてもらうため、石見ケーブルビジョンの行政情報番組において、『新議会 28名でスタート』と題し、“浜田市議会の役割、構成”今後の議会の活動について”議長、副議長の議会活動に対する抱負”など議長、副議長が出演して放送した。
平成22年4月	市議会概要について、毎年度当初作成していたが、最新の情報を掲載するため、毎定例会後に更新し、加除訂正を加えることとした。また、議会情報の積極的な公開のため、市議会ホームページへの掲載することとした。
平成22年8月	議会広報広聴調査特別委員会により、市民に議会を身近に感じてもらうため、(仮称)議会報告会開催に向けての市民アンケートを実施した。
平成22年12月	職員への庁内LAN配信について、これまでの本会議、予算審査委員会、決算特別委員会に加え、全ての常任委員会の配信を開始した。
平成22年12月	『議会基本条例』の具体的制定に向け、議会基本条例策定特別委員会を設置した。

平成 23 年 7 月	議会基本条例策定特別委員会が議会基本条例の制定に向け、市民からの意見を聴くために市民説明会を 3 日間、9 会場で行った。
平成 23 年 8 月	議会基本条例について、広く市民の意見を聴くためにパブリックコメントを実施した。
平成 23 年 9 月	議会基本条例の制定について、全会一致で議決した。
平成 23 年 12 月	議員定数等議会改革推進特別委員会を設置した。
平成 24 年 4 月	議会基本条例に沿った議会改革を検討するため、条例の章を大項目、項を中項目、具体的な検討項目を小項目とした検討項目一覧を作成し、改革に取り組むことを決定した。
平成 24 年 5 月	議会基本条例に規定した議会報告会を 5 日間にわたり市内 10 カ所で開催した。約 250 名の参加があり、3 月定例会の審議状況及び議員定数等議会改革推進特別委員会での調査状況を報告した。
平成 24 年 6 月	議会基本条例に規定した政策討論会について、会議規則第 100 条に位置づけをする規則改正をし、政策討論会規程、政策討論会幹事会規程を制定した。
平成 24 年 8 月	議会だより 8 月号に議員定数等に関する市民アンケート掲載し、3,118 通の回答を得た。
平成 24 年 8 月	「賛否確認のあり方」について、最終日に各議員が「議案における各自の採決結果」を書面で提出することとした。(平成 24 年 12 月定例会から実施) また、議案における各自の採決結果については、広報紙や市議会ホームページ等に掲載し公表することとした。(市議会だよりは平成 25 年 2 月 1 日発行分から掲載)
平成 24 年 8 月	議会を身近に感じてもらうため、市議会だより 8 月 1 日発行から「知ってナッ得！」のコーナーを設け、議会のしくみや議会用語などをわかりやすく説明した。
平成 24 年 12 月	平成 24 年 12 月定例会初日に議員定数等議会改革推進特別委員会により次期改選時から議員定数を 24 名とする条例改正案が提案され、賛成多数で可決した。同日、議員提案による定数を 22 名とする条例改正案も提案され、反対討論、賛成討論を行い採決した。(22 名の改正案は 24 名の改正案が可決したため一事不再議により議決不要となった。)
平成 24 年 12 月	「議案等に対する各議員の態度を広報紙等で公表するなど、議員の意志を市民に対して明確にすること」について、浜田市議会基本条例に明記し、条例の一部改正を行った。
平成 24 年 12 月	「重要案件の意見交換会」について、重要案件の意見交換会規程、重要案件の意見交換会実施要領を策定した。案件については、3 つの常任委員会から案を出し、最終的に議会運営委員会において決定した。
平成 24 年 12 月	平成 24 年 1 月の浜田市特別職報酬等審議会からの答申にもとづき、平成 25 年度から政務調査費(政務活動費に名称変更)を 7 万円から 10 万円に変更する条例改正を全会一致で可決した。
平成 24 年 12 月	本会議において公聴会・参考人制度の活用ができるよう会議規則の一部改正をし、同様の趣旨について議会基本条例の一部改正についても全会一致で可決した。
平成 25 年 2 月	議会に対する市民の関心、認識を高めてもらうため、石見ケーブルビジョンの行政情報番組において、『次期の改選時の議員定数』と『昨今の議会改革の取り組みについて』という 2 つのテーマで議員定数等議会改革推進特別委員会の正副委員長が出演し放送した。

平成 25 年 2 月	これまでの政務調査費について、議員活動の活性化を図るため制度の見直しがなされ、地方自治法の一部が改正され、政務活動費に移行したことを受け、その用途について検討した結果、経費区分として新たに「要請・陳情活動費」の項目を設けることとし、平成 25 年 3 月定例会において浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正をした。また、調査研究費について、「海外視察に係る経費」を認めていなかったが、昨今の当市における国際交流の推進・取組等の観点から、平成 25 年度から原則として海外の友好都市及びそれに準ずる都市について認めることとし、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則を改正することとした。なお、調査研究費であるため、事前に議長の承認を得ることとする。
平成 25 年 3 月	議会基本条例第 5 条に規定する危機管理について、浜田市において地震や水害等の災害が発生した場合に、浜田市議会が浜田市災害対策本部と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るための災害発生時の対応要領（浜田市議会災害対策支援本部の設置について等）を策定した。
平成 25 年 7 月	議会運営に関して市民の意見を聴き、議会運営に反映させ、議会の円滑で民主的な運営を図るため、9 月議会から、「議会傍聴者へのアンケート」を実施することとした。
平成 25 年 8 月	平成 25 年 10 月の改選以降、市長提案による人事案件は所管の委員会に付託し審査することとした。
平成 25 年 9 月	議員の責務に鑑み、議員が市議会の会議等を長期間欠席した場合又は刑事事件による逮捕など市民の信頼に反した場合の議員報酬及び期末手当の減額支給や停止等を定めた「浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を全会一致で可決した。
平成 25 年 11 月	平成 25 年 11 月臨時議会において、予算決算委員会と議会広報広聴委員会を常任委員会化した。
平成 25 年 12 月	常任委員会となった予算決算委員会として初めての補正予算議案の審査を行った。本議会から、効率的で分かりやすい審査を目的に会計ごとの事業番号順に審査を行い、一問一答方式に変更した。
平成 26 年 2 月	申し合わせを変更し、ペットボトル等の飲み物について本会議場においては質問席に限り、委員会室等においては委員長の許可を得て持込みを可とした。また、本会議場、委員会室等へのレコーダーの持込みも可とし、会議の内容を確認しやすいようにした。タブレット、スマートフォンについては委員会室等のみ持込を可とした。
平成 26 年 3 月	常任委員会となった予算決算委員会として初めての当初予算議案の審査を、事前通告制の事業番号順・一問一答方式で行った。本議会から、当初予算説明資料の中の「新規事業概要説明」について統一書式を作成し、名称を「新規事業等実施に伴う説明シート」に変更した。このシートは、議会基本条例第 8 条に謳ってある議会審議における論点について全て記載できる書式となっており、事業概要等についてより理解しやすくなり、審議に役立てられた。
平成 26 年 6 月	常任委員会、特別委員会、全員協議会の会議録について、会議終了後速やかに作成し、ホームページを通じインターネット上で公開することとした。
平成 27 年 3 月	「政務活動費が適正に使用されているのか、議会関係者以外の者の審査を受けることとする」と及び「採択した請願及び陳情への対応として、市長等において措置の必要があると認めるときは、その趣旨の実現を求め、事後の状況、対応等を議会に報告すること」について、浜田市議会基本条例に明記し、条例の一部改正を行った。

平成 27 年 10 月	議会基本条例に規定した議会報告会を平成 24 年度から年 1 回行っていたが、平成 27 年度は 5 月、10 月の年 2 回行うこととした。また、2 回目は「地域井戸端会 ～市民と議員の意見交換～」と題して初めてワールドカフェ方式を取り入れ、議員がファシリテーターとなって市民と意見交換を行った。
平成 27 年 12 月	本会議における個人一般質問において、発言を補充するための説明用パネルの使用を試行的に行い、議会運営委員会において取扱要領を作成した。
平成 28 年 4 月	議員報酬を月額 330,000 円から 20,000 円の増とし月額 350,000 円とした。
平成 28 年 6 月	申し合わせを変更し、本会議場へのタブレット、スマートフォンについて持込を可とした。
平成 28 年 7 月	本会議の個人一般質問についてインターネット上での動画配信を開始した。
平成 29 年 11 月	男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産を理由に会議を欠席する手続きを明確化するため、「出産のため会議を欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長（委員長）に届け出ることができることとする」について、会議規則及び委員会条例の一部改正を行った。
平成 30 年 2 月	本会議の一般質問以外及び全員協議会室で行う委員会の録画配信について、ホームページを通じインターネット上で公開した。
平成 30 年 8 月	タブレット端末を議員全員に配布し、ペーパーレス会議システムを導入し、試験的に活用。平成 31 年 3 月定例会より本格活用を実施した。
平成 30 年 9 月	「議会は、障がいのある議員及び妊娠中又は出産後の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための合理的配慮をしなければならない。」を明記した。また、「質問に」を「質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して」に、「これに反問する」を「これらに反問し、又は反論する」に改めた。さらに、「議長は、議会事務局の職員人事に関し、あらかじめ市長等と協議するものとする」及び「公開する」の次に「ものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネットによる配信等に努める」について、浜田市議会基本条例に明記し、条例の一部改正を行った。
平成 31 年 3 月	中山間地域振興特別委員会が中山間地域振興に関する提言（1. 集落機能の維持対策について）を市長へ提出した。
平成 31 年 4 月	地方自治法第 102 条の 2 の規定による通年会期制を導入した。
平成 31 年 4 月	政務活動費の交付方法を後払い（精算払い）とした。
令和元年 5 月	自治区制度等行財政改革推進特別委員会が「浜田那賀方式自治区制度に関する提言」を市長へ提出した。
令和元年 8 月	議会基本条例に規定した政策討論会について、3 つの常任委員会（予算決算委員会、議会広報広聴委員会を除く）から議題を提案し、政策討論会幹事会を経て、全議員により初めて実施した。 【議題】 （1）高齢者の移動手段の確保（総務文教委員会） （2）認知症予防の強化と早期発見（福祉環境委員会） （3）お魚センターを中心としたエリアの活性化について～公の施設の管理運営方法のあり方を含む～（産業建設委員会）
令和元年 9 月	中山間地域振興特別委員会が中山間地域振興に関する提言（2. 情報・通信・交通の確保対策について）を市長へ提出した。
令和元年 9 月	8 月に開催した政策討論会を終えて、福祉環境委員会の議題について、議員間での共通認識が図られ、合意形成が得られたと判断し、出された意見を参考に、福祉環境委員会で浜田市議会として

	の政策提言書を作成し、市長へ提言した。(認知症予防の強化と早期発見についての政策提言「自分らしく生き生きと暮らし続けるために」)
令和元年 12 月	次期改選期における議員定数及び議会改革の推進に関する事項について調査及び検討を行うことを目的に、それまでであった議会改革調査検討特別委員会の名称等を議員定数等議会改革推進特別委員会に変更した。
令和 2 年 3 月	浜田市議会政務活動費の交付に関する細則を改正し、新聞購読料について、専門誌のみ該当経費の 1/3 以内に変更し、宿泊料について、県内は 9,200 円、県外は 10,500 円、東京都・政令指定都市は 12,500 円の範囲内とし、超える部分は自己負担とすることに変更する。
令和 2 年 3 月	浜田市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長の議員報酬の区分を新たに設け、委員長は 365,000 円、副委員長は 357,500 円とする。(令和 2 年 4 月分報酬から変更)
令和 2 年 4 月	浜田市において新型コロナウイルス感染症の発生防止又は拡大抑制の措置が必要となった場合に、浜田市新型コロナウイルス対策本部と連携、協力し、対策活動を支援するとともに、議会として適切な対応を図るため、浜田市議会基本条例第 5 条に基づき、「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部設置要領」を制定(令和 2 年 4 月 16 日施行)。要領に基づき、令和 2 年 4 月 17 日に、本部長を議長、副本部長を副議長、本部員を各会派代表者とする「浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部」を設置した。
令和 2 年 5 月	次期一般選挙(令和 3 年 10 月)に向け、議員定数等に関する市民アンケートを実施(実施期間:令和 2 年 5 月 1 日~31 日)。議会日より 5 月 1 日号にアンケート用紙を挟み込んで配布するほか、しまね電子申請サービスを活用したインターネット回答を取り入れ、866 件の回答を得た。
令和 2 年 6 月	新型コロナウイルスの感染リスクを軽減するため、参集機会を減らし、また今後、参集が不可能となる場合を想定して、ウェブ会議導入を検討し、議員に貸与しているタブレット端末を利用し、ウェブ会議が開催できる環境を整えた。会議等の内容により、必要に応じてウェブ会議を開催し、活用していくこととした。 【議会改革に関する検討結果:第 2 回】 なお、ウェブ会議で開催できる会議は次のとおり。 ①新型コロナウイルス対策支援本部会議等(参集が困難な場合) ②全員協議会、政策討論会幹事会、政策討論会(参集が困難な場合) ③会派や議員(委員)間等での協議や打ち合わせ
令和 2 年 6 月	議員定数等議会改革推進特別委員会が議員定数及び議会改革についての検討状況等の中間報告を行った。 (主な検討・取組内容) 議員定数については、市民アンケートを実施。令和 2 年 9 月を目途に委員会としての方針を決定するよう協議をしていく。 議会改革については、会派代表質問のあり方や政務活動費の透明性を高めるための細則の改正、ウェブ会議の導入等に関する検討を行った。
令和 2 年 9 月	議員定数等議会改革推進特別委員会より、6 月定例会議以降の議員定数についての検討状況の報告を行い、次期改選時から議員定数を 22 人とする条例改正案が提案された。反対討論、賛成討論を行い、賛成多数で可決した。

令和 2 年 12 月	<p>政務活動費の広報費について、政務活動として認めるか否かの判断、費用按分の判断も容易でなく、かつ不明瞭な部分も多く、公平性や透明性を重視する観点から、引き続き広報費は経費から除外することとし、今後必要に応じて検討していくこととした。</p> <p>政務活動費の広聴費について、現状でも経費として充てることができるが、使用実績も少ないため、具体的な活用事例を含め、下記のとおり検討した。</p> <p>(1) 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則の改正 (2) 政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を更新し、具体的な充当例や活用事例、注意点等を明記し、政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を更新した。</p>
令和 3 年 1 月	<p>市民の要望や意見を市政に反映させる手段として、議会への請願や陳情の提出があるが、当該請願や陳情の委員会審査の場において、請願者や陳情者の説明や意見等を述べる機会（請願者等の意見陳述）を設けることにより、請願等の趣旨を的確に把握し、委員会審査の充実を図ることとした。</p> <p>令和 3 年 3 月定例会議から「請願者等の意見陳述実施要領（案）」により、試行的に実施し、試行実施後に改良点等を踏まえ、浜田市議会基本条例の一部改正をし、「（仮）請願者等の意見陳述に関する規程」を制定して、令和 3 年 6 月定例会議から本格実施することとした。</p>
令和 3 年 3 月	<p>1 月に検討した請願者等の意見陳述について、3 月定例会議において試行的に実施したところ、陳情の取扱いも含め再検討することとなり、再度、6 月定例会議において試行実施し、詳細部分を整理することとした。</p> <p>（以後、9 月、12 月、3 月定例会議において試行実施した結果、導入しないことに決定した。）</p>
令和 3 年 3 月	<p>女性をはじめとする多様な人材の市議会への参加を促進する環境整備及び住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消を図るため、本会議及び委員会の欠席事由として「育児、看護、介護、配偶者の出産補助」及び「出産に伴う欠席期間の範囲」を明文化し、会議規則及び委員会条例を改正した。</p> <p>また、これに伴い、議会基本条例の一部改正を行い、「議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない」ことを明記した。</p>
令和 3 年 3 月	<p>議会基本条例第 11 条に規定している自由討議について、議会運営委員会で検討し、自由討議実施に関し必要な事項を定めた「浜田市議会自由討議実施要領」を制定した。</p>
令和 3 年 4 月	<p>浜田市議会基本条例と浜田市議会議員政治倫理条例の整合性を検討し、整合性のとれていない内容や新たに追加が必要な項目を調査・検討した結果、浜田市議会議員政治倫理条例及び同規程を一部改正することとした。（令和 3 年 6 月定例会議提案予定）</p> <p>【主な改正内容】</p> <p>① 審査請求は議員だけでなく、選挙権を有する者の総数の 100 分の 1 以上の連署により市民からも請求できる。 ② 審査会の委員は 6 人とし識見者又は議員から議長が委嘱する。 ③ 審査会の会議は公開とする。ただし、3 分の 2 以上の同意があれば非公開とする。 ④ 議員政治倫理条例の目的は議会基本条例を明記する。 ⑤ 政治倫理基準に「ハラスメント」について追加する。</p>
令和 3 年 7 月	<p>全国的に過疎化や高齢化が進む地方の自治体では、議員のなり手不足の問題が深刻化しており、このことは住民自治の根幹に関わる深刻な問題であり、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である議会において、多様な人材が議員に立候</p>

	<p>補しやすい環境を整備することは急務であるため、「多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について」下記の4項目について、次期改選後の委員会において具体的に検討してもらうことを申し送ることとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上 2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実 3. 議会による主権者教育やシティズンシップ教育の推進 4. 議会におけるICTの活用と推進
令和3年7月	<p>コロナ禍で議会報告会や地域井戸端会の開催を中止することとなり、議会としての広聴機能を低下させることのないよう、市民に議場に来てもらい、日ごろ感じている意見や提案、要望を全議員で伺う「はまだ市民一日議会」を開催した。</p> <p>中学生をはじめ、多様な層から定員10名の募集を超える申し込みがあり、17名全ての申込者に発言してもらうこととした。(1人1件、1つの発言テーマ、5分以内)</p>
令和3年8月	<p>「行政視察報告(行政視察レポート)の実施について」行政視察の位置づけを明確化し、視察先で得た知見等について、協議・研究し、必要に応じて政策に反映させる議論が必要であり、議会全体でその内容を共有し、執行部はもちろんのこと、市民への説明責任を果たすことも重要であることから、行政視察後に各委員会においてプレゼンテーション形式のわかりやすい行政視察レポートを作成し、議員及び執行部へ全員協議会において報告し、あわせて、ホームページで公開し、市民にも情報提供することとした。</p> <p>※令和4年5月に議会改革推進特別委員会において初めて実施</p>
令和3年8月	<p>「決算審査の流れについて」</p> <p>決算審査の充実をはかるため、審査において、予算決算委員会の委員間で自由討議を実施し、問題点等(意見の一致点や対立する論点等)について共有し、理解を深めた上で議論を尽くす。さらに、必要に応じて自由討議を行い、附帯決議を行うこととした。(令和3年9月定例会議の決算認定について附帯決議を委員会から提案し可決)</p>
令和3年10月、11月	<p>令和3年7月に実施した「はまだ市民一日議会」が第16回マニフェスト大賞優秀躍進賞を受賞した。新たな広聴機能充実の取組としての実施はもちろんのこと、スピーチにおける参加者の発言について、全員協議会で議論するなどして、参加者にフィードバックした取組が評価された。また、マニフェスト研究所の全国改革度ランキングも2017年の224位から2020年の87位まで上昇し、一連の議会改革への努力も含めて評価された。</p>
令和4年1月	<p>浜田市議会の感染症対策及び浜田市議会議員が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合や感染者となった場合などにおける適切かつ迅速な対応を行うため、「浜田市議会新型コロナウイルス感染症への対応指針」を定めた。(令和4年1月27日)</p>
令和4年4月	<p>平成20年2月から導入していた「会派代表質問」について、令和5年以降の廃止が決定した。</p>
令和4年6月	<p>常任委員会の専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、常任委員会を所管する市の一般事務について、常任委員会を代表する議員(委員)が当該委員会での意思統一(全会一致)を図ったものについて、質問することができる委員会代表質問を導入することとした。</p> <p>※委員会代表質問は個人一般質問と同様に、会議規則第59条にある一般質問の位置づけ</p>

令和 4 年 6 月	新型コロナウイルス感染症や大規模災害、その他やむを得ない事由（公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助など）により、議員が協議等の場や委員会の開会場所に参集することが困難となる場合に、オンラインによる方法で協議等の場や委員会を開くことができることとするため、会議規則及び委員会条例の改正を行った。また、詳細については「浜田市議会オンライン会議の運用に関する申し合わせ事項」を定めた。
令和 4 年 9 月	議会基本条例第 25 条の見直し手続きの規定により、議会運営委員会の検討の結果を踏まえ、現在の活動及び取組に合わせた見直しをするとともに、新たな事項を追加し、条例の一部改正をした。条例見直しにあたっては、より活発に議論するため、ワーキング会議（議会運営委員会委員のうち各会派から 1 名ずつを選出）を立ち上げ、詳細な協議を重ねていった。
令和 4 年 12 月	議会改革推進特別委員会において、「浜田市議会 BCP の策定について」を検討項目に掲げ調査研究に取り組み、大規模災害や感染症拡大等の非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関及び住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準等を定めた浜田市議会 BCP（業務継続計画）を策定した。
令和 4 年 12 月	令和 4 年 12 月定例会議初日の全員協議会、総務文教委員会及び産業建設委員会を初めてオンライン併用で開催した。（議員 2 名がオンライン出席。）予算決算委員会では、委員会付託された議案審査を初めてオンライン併用で行った。（議員 1 名がオンライン出席。）
令和 4 年 12 月	議会の主権者教育推進に係る取組として、島根県立大学との共同研究を行い、県立大学生と議員が向かい合い、選挙における資料などを確認しながら、行政や政治、学生意識などについて率直な意見交換を行う「ギカイと語ろう」の開催や、県立大学生による議員への SNS 講習会や議員インターンシップを実施した。
令和 5 年 3 月	令和 2 年 9 月から浜田市議会だよりに掲載していた読者アンケートについて、紙面での意見聴取を取りやめ、各まちづくりセンターに設置していた読者アンケート回収ボックスを「ぎかいポスト」として改め、引き続き市民からの意見や要望を伺うこととした。 また、しまね電子申請サービスと議長なんでもメールを統合し、議会なんでもメールとして、引き続き広聴機能の充実に努めることとした。
令和 5 年 5 月～6 月	コロナ禍で令和元年 10 月以降、開催を見送っていた議会報告会を地域井戸端会として、会場数を 28 会場に増やし、より広域に意見を伺えるよう実施した。3 つの常任委員会から委員が 1 人ずつ出席し、1 班 3 名で構成し、①議会の現状報告、②各委員会が設定したテーマの意見交換、③議会や市政に対する自由な意見交換の 3 部構成で実施した。
令和 5 年 6 月	開かれた議会の実現のため、傍聴しやすい環境整備及びわかりやすい表記への改めなど、傍聴規則及び委員会傍聴規程の見直しを行った。 【主な改正内容】 ①傍聴受付簿から年齢記入欄を削除した ②小学生以下の者が傍聴席に入ることができない規定の条文を削除した ③帽子、外とう、えり巻の類を着用しない規定の条文を削除した ④音や光を発しない状態での携帯電話等の持ち込みを可能とした

令和 5 年 6 月	令和 4 年 12 月に策定した浜田市議会 BCP に基づき、災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図ることを目的に、議会として初めての防災訓練を実施した。本会議（個人一般質問）開催中に震度 5 強の地震が発生したことを想定し、（1）地震発生時の議事進行、（2）出席者の安全行動、（3）傍聴者等の安全確保を目的に、議場及び傍聴席に設置した防災ヘルメットの着用や傍聴者の避難誘導などの基本的訓練を執行部と共に実施した。また、議員が地域での災害活動の際に着用する防災ベストを議員全員に貸与した。
令和 5 年 8 月	議会改革推進特別委員会において、議員選出監査委員の廃止について検討した結果、監査委員と議選監査委員の視点や知見の違いを生かしたより厳正かつ的確な監査を行うことができるため、引き続き議選監査委員の選任は必要であるとの結論に至った。また、議会と議選監査をつなぐ仕組みとして、9 月定例会議の初日に開催される全員協議会において、議選監査委員から監査委員が作成する決算審査意見書等について内容説明を受けて決算審査等の充実を図ったり（令和 5 年 9 月に実施）、必要に応じて定期監査等、監査の結果について報告を受け、議員と意見交換会を実施したりするなどして、議会の監視機能の充実を図ることとした。
令和 5 年 9 月	議会改革推進特別委員会において、議会における ICT の活用と推進について検討した結果、令和 5 年 11 月の委員改選から、ビジネスチャットツール「LINE WORKS」を導入し、積極的に活用することにより、業務の効率化と利便性を図ることとした。タブレットのセルラー方式の導入については、議会活動及び議員活動の一層の活性化につながる一方、私的な使用も可能となるため、タブレット更新時期の際に、導入経費における公費負担と私費負担等についても十分に調査し検討をすることとなった。 電子採決システム導入については、財政的及び効率的効果が薄く、現状で議案に対する賛否の透明性は確保されていることから早急な導入は不要と判断した。しかしながら、傍聴者にとって賛否が明確となる利点はあるため、議場の設備更新の際には、費用対効果を考え検討することとした。
令和 5 年 11 月	令和 5 年 11 月の委員改選後からビジネスチャットツール「LINE WORKS」を導入した。従来メールで周知していた委員会の開催通知や、執行部や議会事務局からの情報提供等について LINE WORKS で行うこととし、またトーク機能、カレンダー機能、アンケート機能等を活用して、情報共有の迅速化と業務の効率化及び利便性の向上を図ることとした。
令和 6 年 4 月	政務活動費について、議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車で市内移動したときの車賃の額について、浜田市職員の旅費条例等に準じ、1 キロメートルにつき 23 円を支給できることとし、政務活動費の交付にかかる細則を改正した。なお、この場合、使途の透明性確保のため、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を各自が作成し、議会事務局で確認を受けることとした。（令和 6 年度から適用）

17 議会提案の条例制定

議決年月日	条 例 名	提案者
H19.9.7	浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	議会運営委員会
H20.6.16	浜田市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
H21.3.4	浜田市地産地消推進条例	議員
H23.9.22	浜田市議会基本条例	議会基本条例策定特別委員会
H25.9.20	浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	議員
H29.10.3	浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	議員
H29.10.3	浜田市地酒で乾杯条例	産業建設委員会
H30.12.19	浜田市議会の会期等に関する条例の制定	議会運営委員会
R1.9.30	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	福祉環境委員会
R5.3.17	浜田市議会個人情報保護に関する条例	議会運営委員会
R5.9.28	浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	議会運営委員会

18 議会提案の条例改正

議決年月日	条 例 名	提案者
●浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の一部を改正する条例		議会運営委員会
H23.9.12	1 議会の議決すべき事件に新たな項目追加 (1)市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」の策定、変更又は廃止に関する事 (2)基本構想の位置付けを明確化	
H26.3.3	議決事件に「国土利用計画の策定・変更・廃止」を追加	
●浜田市議会基本条例の一部を改正する条例		議会運営委員会
H30.9.28	議会活性化等の視点から新たな取組事項の追加 1 障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、円滑な議会活動のための配慮を定める 2 執行部は議員からの質疑、条例の提案、議案の修正案等に対し、疑義があるときは反論できることを定める 3 議長は、議会事務局の職員配置に関しあらかじめ市長と協議することを定める 4 本会議等の日程、議題等の周知、傍聴環境の整備、インターネット等による配信に努めることを定める	
R3.3.17	1 議会の活動原則に係る追加 議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮 2 その他規定の整理	
R4.9.29	1 議会の活動原則に係る項目の見直し及び追加 (1)議会は共通認識の醸成及び合意形成を図り市長等に対する監	

	<p>視機能を果たすとともに政策の実現に向け市民の福祉の増進を目指して適切な判断及び責任ある活動をする</p> <p>(2)議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をする</p> <p>2 委員会の活動に係る項目の追加</p> <p>(1)委員会は、所管事務の調査を充実させること等により、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする</p> <p>(2)常任委員会を代表する議員は、本会議において、所管事務について、議長の許可を得て質問することができる</p> <p>3 広聴機能の充実に係る項目の追加</p> <p>議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映させるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努める</p> <p>4 その他規定の整理</p>	
●浜田市議会会議規則の一部を改正する規則		議会運営委員会
H30.12.19	<p>通年会期制を導入することに伴う所要の改正</p> <p>1 会期に関する規定の削除</p> <p>2 一事不再議の扱い変更</p> <p>3 議事日程の作成及び配布の変更</p> <p>4 発言の取消又は訂正の変更</p> <p>5 会議録の記載事項等の対象の追加</p> <p>6 閉会中の扱いの削除</p> <p>7 調査会の削除</p>	
R3.3.17	<p>1 欠席事由について</p> <p>「育児、看護、介護、配偶者の出産補助」を具体的に明文化</p> <p>2 出産に伴う欠席期間について</p> <p>出産に伴う欠席期間の範囲の明文化</p>	
R3.7.5	<p>請願書への押印手続について見直し</p> <p>1 法人が提出する場合の記載事項等の明記</p> <p>2 その他規定の整理</p>	
R4.6.15	<p>協議等の場の開催方法の特例の追加</p> <p>感染症等や災害等やむを得ない事由で参集が困難な場合オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</p>	
●浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例		議会運営委員会
H30.12.19	<p>通年会期制を導入することに伴う所要の改正と併せて平成31年度の行政機構の見直し及び会派構成の変更に伴う所要の改正</p>	
R3.3.17	<p>1 欠席事由</p> <p>「育児、看護、介護、配偶者の出産補助」を具体的に明文化</p> <p>2 出産に伴う欠席期間</p> <p>出産に伴う欠席期間の範囲の明文化</p>	
R4.6.15	<p>1 委員会の開会方法の特例の追加</p> <p>感染症等や災害等やむを得ない事由で参集が困難な場合オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる</p> <p>2 公聴会に係る規定の追加</p> <p>(1)公聴会開催の手続 (2)意見を述べようとする者の申出 (3)公述人の決定 (4)公述人の発言 (5)委員と公述人の質疑 (6)代理人又は文書による意見の陳述</p> <p>3 参考人に係る規定の追加</p> <p>4 その他規定の整理</p>	

R5.11.1	会派構成の変更に伴い議会運営委員会の定数を「10人」から「9人」に改める。	
●浜田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例		議会運営委員会
H31.3.12	概算払い方式から実績に応じた精算払い方式に変更するため所要の改正	
R6.2.26	1 政務活動費の交付額の変更 年額 10 万円 → 年額 24 万円 2 政務活動費の交付額に係る端数処理の規定の削除	
●浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例		議会運営委員会
R2.3.4	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長の議員報酬の区分を新設 委員長：35万円→36万5,000円、副委員長：→35万7,500円	
R6.3.18	1 期末手当の役職加算の率の改正 100分の15 → 100分の40 2 期末手当の支給割合の改正 6月期 100分の165 → 100分の170 12月期 100分の165 → 100分の170	
●浜田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例		議員定数等議会改革推進特別委員会
R2.9.8	議員定数の改正（改正前）24人→（改正後）22人	
●浜田市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例		議会運営委員会
R3.7.5	1 政治倫理基準の遵守事項の追加 ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしない 2 審査請求をすることができる者の追加 市民（市民の100分の1以上の連署が必要） 3 政治倫理審査会の構成の変更 (1)人数：13人以内→6人 (2)委員構成：議員→識見者又は議員 (3)委員の任期：議員の任期→当該審査に要する間 4 政治倫理審査会の会議の取扱の変更：非公開→公開	
R5.9.28	第4条（請負契約に関する遵守事項）の削除	
●浜田市議会傍聴規則の一部を改正する規則		議会運営委員会
R5.6.16	1 実際の運用に即した変更 (1)住所、氏名及び年齢→住所及び氏名 (2)小学生以下の傍聴席への入場に係る条文を削除 (3)帽子等の着用の緩和 (4)情報通信機器の使用の緩和 2 分かりやすい表現への変更 (1)人員→人数 (2)談論、放歌、高笑→私語、談笑 (3)写真、映画等→写真及び動画	

19 意見書・決議

(1) 平成25年1月以降の意見書提出状況

件名	議決日
個人保証の原則廃止を求める意見書	H25.3.14
過労死防止基本法制定に関する意見書	H25.3.14
地方税財源の充実確保を求める意見書	H25.9.20
「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書	H25.9.20
手話言語法制定を求める意見書	H26.9.30
地方財政の充実・強化を求める意見書	H27.9.30
JR 三江線存続のための緊急支援を求める意見書	H27.12.16
TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書	H28.3.16
次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出	H28.6.24
地方財政の充実・強化を求める意見書	H28.9.12
参議院選挙における合区の解消を求める意見書	H28.10.4
年金の毎月支給を求める意見書	H29.3.21
森林環境税(仮称)の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の長期的安定的な財源確保を求める意見書	H29.7.4
地方財政の充実・強化を求める意見書	H29.9.11
地方における社会資本整備の促進を求める意見書	H29.10.3
「地方ローカル線」の維持・存続を求める意見書	H30.9.28
新たな過疎対策法の制定に関する意見書	R1.7.4
地方財政の充実・強化をもとめる意見書	R1.7.4
後期高齢者の医療費窓口負担の「原則1割」に継続を求める意見書	R1.7.4
主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書	R1.7.4
主要農作物の種子生産に係る県条例の制定をもとめる意見書	R1.7.4
免税軽油制度の継続を求める意見書	R1.9.30
視覚障がい有権者への選挙公報の充実を求める意見書	R1.12.18
地方財政の充実・強化を求める意見書	R2.6.26
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.7.27
国土強靱化、老朽化対策を含む地方の社会資本整備の推進を求める意見書	R2.9.29
現行少人数学級制度縮小計画の凍結を求める意見書	R2.12.16
核兵器禁止条約を日本政府が署名・批准することを求める意見書	R2.12.16
緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める意見書	R3.3.17
地方財政の充実・強化を求める意見書	R3.7.5

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	R3. 9. 29
精神保健医療福祉の改善に関する意見書	R4. 3. 17
地方財政の充実・強化を求める意見書	R4. 6. 15
加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	R4. 9. 29
地方財政の充実・強化を求める意見書	R5. 6. 16
森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書	R5. 9. 28
パレスチナ情勢に関する意見書	R5. 12. 19
厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	R6. 3. 18

(2) 平成 25 年 1 月以降の決議

件 名	議決日
令和 3 年度浜田市水道事業会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議	R3. 5. 19
令和 2 年度決算認定に対する附帯決議	R3. 9. 29
ロシアのウクライナ侵攻に抗議し、世界平和を希求する決議	R4. 3. 17
議案第 38 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 14 号）及び議案第 24 号 令和 4 年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議	R4. 3. 17
請願第 3 号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願についてに対する附帯決議	R4. 6. 30
令和 3 年度決算認定に対する附帯決議	R4. 9. 29
令和 4 年度決算認定に対する附帯決議	R5. 9. 28
令和 6 年度浜田市一般会計予算に対する附帯決議	R6. 3. 18

Ⅲ 財政・行政

1 財政（令和6年度 浜田市当初予算の概要）

(1) 一般会計当初予算

（単位：千円・％）

歳入			歳出		
科目	予算額	構成比	科目	予算額	構成比
市税	9,260,832	23.7	議会費	239,896	0.6
地方譲与税	426,750	1.1	総務費	5,772,556	14.7
利子割交付金	4,828	0.0	民生費	11,825,595	30.2
配当割交付金	25,618	0.1	衛生費	4,620,267	11.8
株式等譲渡所得割交付金	28,263	0.1	労働費	23,100	0.1
法人事業税交付金	128,343	0.3	農林水産業費	1,952,639	5.0
地方消費税交付金	1,320,547	3.4	商工費	870,084	2.2
ゴルフ場利用税交付金	14,931	0.0	土木費	3,279,135	8.4
環境性能割交付金	25,352	0.1	消防費	1,395,324	3.6
地方特例交付金	233,173	0.6	教育費	3,287,954	8.4
地方交付税	10,450,000	26.7	災害復旧費	90,000	0.2
交通安全対策特別交付金	5,434	0.0	公債費	5,741,125	14.7
分担金・負担金	225,342	0.6	予備費	45,000	0.1
使用料・手数料	420,647	1.1			
国庫支出金	4,629,572	11.8			
県支出金	2,667,264	6.8			
財産収入	154,611	0.4			
寄附金	1,264,231	3.2			
繰入金	2,895,083	7.4			
繰越金	1	0.0			
諸収入	1,145,753	2.9			
市債	3,816,100	9.7			
歳入合計	39,142,675	100.0	歳出合計	39,142,675	100.0

(2) 一般会計性質別当初予算

（単位：千円・％）

歳出	予算額	構成比	歳出	予算額	構成比
人件費	6,437,222	16.4	貸付金	80,940	0.2
扶助費	7,299,492	18.7	繰出金	2,991,869	7.6
公債費	5,741,125	14.7			
投資的経費	4,048,684	10.3			
補助費等	6,638,578	17.0			
物件費	4,908,245	12.5			
維持補修費	333,688	0.9			
積立金	662,832	1.7	歳出合計	39,142,675	100.0

*上記の構成比は、端数を四捨五入しているのので、合計が一致しない場合があります。

(3) 特別会計及び企業会計当初予算

（単位：千円）

特別会計	予算額	企業会計	予算額
国民健康保険	5,821,610	水道事業	
駐車場事業	23,057	収益的収入	1,869,452
後期高齢者医療	1,015,931	収益的支出	1,849,913
合計	6,860,598	資本的収入	1,089,092
		資本的支出	1,667,440
		工業用水道事業	
		収益的収入	141,991
		収益的支出	142,200
		資本的収入	10,324
		資本的支出	11,968
		下水道事業	
		収益的収入	998,224
		収益的支出	1,006,259
		資本的収入	1,844,848
		資本的支出	2,201,031

2 令和6年度の新規事業等

【】は単年度事業費、単位：千円

○協働推進事業（地域支え合い生活支援事業）

【事業費：1,650】（その他（まちづくり振興基金）：1,650）

- ・高齢者の生活支援に取り組む地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、住民相互の助け合いによる活動の推進を図り、もって中山間地域において安心して住み続けることのできる環境を整備することを目的とする。

○地区サポーター設置事業

【事業費：19,218】（一般財源：19,218）

- ・国の「集落支援員制度」を活用し、地区まちづくり推進委員会が取り組む事業を持続的に実施していくため、きめ細かな支援を行う地区サポーターを試行的に設置し、事務支援等を行う。

○イベント情報発信事業

【事業費：2,166】（その他（ふるさと応援基金）：2,166）

- ・企業や団体等が開催するイベント情報についての発信力を強化するため、インターネット上において、イベント情報を誰でも気軽に発信でき、誰もがよく目にする仕組み作りを行う。

○防災ハザードマップ作成事業

【事業費：19,998】（その他（ふるさと応援基金）：19,998）

- ・令和元年3月に作成した津波ハザードマップ及び令和3年3月に作成した防災ハザードマップについて、最新の洪水浸水想定区域等のデータを反映して合冊・更新を行う。

○婦人科診療開設等支援事業

【事業費：72,000】（その他（ふるさと応援基金）：72,000）

- ・婦人科を開業する者に対して開設費用等の一部を助成することで、市内の婦人科を増やし、浜田医療センターへの患者の集中を緩和させるとともに、市民が安心して子どもを産み育てられ、ひいては生涯にわたる女性の健康を支える医療環境の整備及び充実を図る。

○豊かな森づくり推進事業

【事業費：76,750】（その他：71、一般財源：76,679）

- ・当市の林業の成長化と森林資源の適切な管理及び有効活用を行うため、森林

管理の委託による森林整備、市産木材の利用促進、林業従事者の人材育成等の事業を行い、持続可能な森林経営と地域林業の発展を目指す。

○石見神楽伝承内容検討事業

【事業費：6,516】（その他（ふるさと応援基金）：6,516）

- ・日本遺産に認定された「石見神楽」の保存・伝承及び市民や観光客等多くの方に知ってもらうための情報発信の内容や機能・手法等を検討する。

○美又地域再開発事業

【事業費：84,042】（国県支出金：50,616、地方債（過疎債）：27,400、一般財源：6,026）

- ・美又温泉国民保養センター敷地内にある休養ホーム等の解体跡地に、泉質を活かした日帰り入浴施設を建設し、美又温泉及び旭温泉各旅館をはじめとした宿泊客の外湯機能を含め、美肌による観光誘客を推進し、地域の活性化を図る。

○ユネスコ無形文化遺産登録10周年記念事業

【事業費：2,142】（一般財源：2,142）

- ・「和紙：日本の手漉和紙技術」が令和6年度にユネスコ無形文化遺産登録10周年記念を迎えるにあたり、これを契機とし、更なる技術の伝承、保存活用を推進する取り組みとして、石州半紙技術者会、本美濃紙保存会、細川紙技術者協会及び2市1町1村（島根県浜田市、岐阜県美濃市、埼玉県小川町、東秩父村）にて記念事業を行う。また、石州半紙技術者会が実施する記念イベントに係る経費の補助を行う。

○防護柵緊急対策事業

【事業費：52,000】（その他（ふるさと応援基金）：52,000）

- ・点検で把握した危険箇所とこれまでの要望で対応できていない箇所について、防護柵の修繕、更新及び設置を行い通行の安全を図る。

○公園環境整備対策事業

【事業費：58,100】（その他（ふるさと応援基金）：58,100）

- ・令和5年3月に策定した「浜田市身近な公園整備基本方針」に基づいて、身近な公園の空白地の解消や幼児向け遊具の充実、トイレ環境の改善を行い、子育てしやすい環境づくりを目指す。

○特別教室エアコン整備事業

【事業費：8,030】（地方債（過疎債）：8,000、一般財源：30）

- ・熱中症予防対策と学習環境を整えるため、特別教室（主に音楽教室）にエアコン設置を行う。

○橋本明治生誕120年記念展事業

【事業費：3,500】（その他（ふるさと応援基金）：3,500）

- ・浜田市名誉市民である故橋本明治画伯の功績を広く顕彰するとともに、浜田市世界こども美術館創作活動館への誘客に繋げる。

○全国高等学校総合体育大会運営事業

【事業費：6,740】（一般財源：6,740）

- ・令和7年度に浜田市で開催される全国高等学校総合体育大会の体操競技について、円滑な大会運営を行うため実行委員会を設置し、大会開催に向けた準備を行う。

令和 6 年度版 浜田市議会概要

発行 : 浜田市議会事務局
〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地
発行年月 : 令和 6 年 4 月
電話 : (0855) 25-9800
FAX : (0855) 22-6765
Mail : gikai@city.hamada.lg.jp

(令和 6 年 4 月 15 日更新)